

10/11
早福

生活支援費申請3000億円

コロナで困窮リーマンの11倍

生活困窮者の自立に向けて資金を貸し付ける「総合支援資金」のうち、新型コロナウイルス感染症拡大により特例で対象を拡大した生活支援費の申請総額が今年三月からの半年で二千億円を超えたことが十日、事務を取りまとめる全国社会福祉

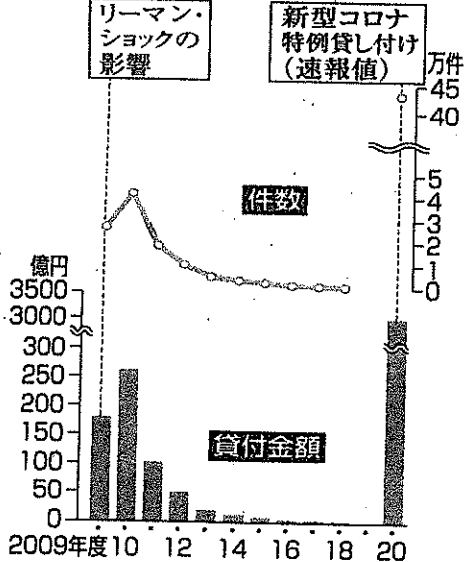
協議会(全社協)への取材で分かった。総合支援資金全体の貸し付け実績で過去最大を記録したリーマン・ショック後の二〇一〇年度一年分の約十一倍に上った。コロナ禍で生活の維持が難しく、貸し付けを必要とする人が増えていることが

浮き彫りとなった。厚生労働省によると、コロナ関連の解雇や雇い止めは六万三千件超。雇用情勢は依然不安定で、支援を必要とする人はさらに増える恐れがあり、対策が急務だ。全社協によると、生活支援費の特例貸し付けの一週

間当たり申請件数は五月に二万件を超え、八月からは一万七千〜一万九千件ほどで高止まりしている。十月三日時点までの累積の申請件数は約四十三万件、総額約三千一億円。このうち貸し付けが決まったのは約四十一万件で約二千七百二十億円だった。いずれも速報値。

再建費の三種あり、生活支援費は最大月二十万円を原則三カ月分まで借りられる。

総合支援資金の件数と貸付金額の推移
(全国社会福祉協議会による)



※2009~18年度は住宅入居費、一時生活再建費を含んだ総合支援資金の合計額。19年度は未集計。20年度は新型コロナウイルス特例貸し付けの申請件数と金額



総合支援資金 日常生活の維持が困難になった低所得世帯の生活を立て直すための資金を貸し付ける制度。リーマン・ショック後の2009年10月に設けられた。

①生活支援費②住宅入居費③公共料金の立て替えなどに充てられる一時生活再建費がある。生活支援費の上限は2人以上の世帯で月20万円、単身世帯月15万円、原則3カ月分まで。厚生労働省は新型コロナウイルス感染症拡大を受け、生活支援費の貸し付け対象をコロナで減収になった人にも拡大。保証人なしでも無利子とした。申請窓口は市区町村の社会福祉協議会。